

平成 30 年 7 月 5 日 開催

箕輪町農業委員会第 5 回総会

会 議 錄

1. 開催日時 平成30年7月5日(木) 午後3時00分から午後3時42分

2. 開催場所 箕輪町役場 講堂

3. 出席委員(22人)

会長	柴 恒年
会長代理	議席1番 向山 勝一
委員	2番 向山 壽美治
	3番 北條 真一
	4番 代田 三男
	5番 井口 雅文
	6番 日野 正章
	7番 大槻 博文
	8番 藤田 久一
	9番 根橋 英夫
	10番 原 美鈴
	11番 関 幹子
	12番 鈴木 健二
	13番 原 義久
	15番 小林 正俊
	16番 唐澤 太美男
	17番 春日 初
	18番 藤森 英雄
	19番 櫻井 克成
	20番 白鳥 善文
	21番 藤澤 昭二
	22番 金澤 博

4 農業委員会事務局職員

事務局次長	丸山 敦
事務局書記	山崎 万里子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第5 報告第1号 農地利用集積計画（農地売買支援事業分）について
- 日程第6 報告第2号 農地法第18条6項の規定による届出について
- 日程第7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

次長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。ご苦労さまです。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
(農業委員会憲章の唱和)
ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にしていただくようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めましてご苦労様であります。今日は警報も出ている、また、明日、明後日にかけて雨も予想されている。昨日の風等で、果樹等にも被害が出ておるようですし、若干水等も出ているようあります。皆さんも注意いただきたいと思います。雨の中田んぼ等にいかないようにお願いします。また、午前中は若手の農業者との懇談会大勢の委員の皆さんも参加いただきありがとうございました。また、今日出された意見や、要望事項、希望についてこれから皆さんのが農業施策など、また町へ要望等していく機会もあるかと思います。農政部会中心で検討を進めていきたいと思いますので委員の皆さんの協力をお願いします。

次長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議長

ただいまから第5回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

6月の経過報告について申し上げます。

第4回総会が6月6日に開催され農地法第5条3件の転用審議案件につきましては、2件について総会後7日付で許可書を交付いたしました。第4条1件、第5条1件の審議案件については、南信地区常設審議委員会において、長野県農業会議会長へ諮詢を行い、6月15日に県常設審議委員会が開催され、当町での転用案件については問題なく許可が認められたため、18日付で許可書を交付しました。

6月13日には、平成30年度長野県農業委員会女性協議会第2回総会が行われ。

女性農業委員が参加しております。後程、協議会の中で、報告を受けたいと思います。ご苦労様でした。また、6月15日に上伊那改良普及センター濱保さんを講師に、家族経営協定勉強会を開催しました。全て農業委員に参加いただき有難うございました。6月18日～21日に、水田転作確認作業を行いました。また、6月27日には、農地あっせん会議が行われ、それぞれ所有者から、県農業開発公社へ、県農業開発公社から購入者へ所有権の移転が行われました。

6月29日に、石川県加賀市農業委員会の視察があり、対応いただいた役員の皆さんお疲れ様でした。7月3日認定農業者審査会が行われ、鈴木農業委員が出席いただいておりますので、この件につきましても、後程協議会の中で報告を頂く予定しております。また、同日、中川村において、上伊那農業委員会協議会総会が行われました。この件につきましても、協議会の中で、原農政部長より報告を頂きます。7月5日、7月転用案件現地確認を行いました。また、若手農業者との懇談会を行いました。若手農業者より出された意見を今後の活動に中で、議会、町に対し意見を行っていきたいと思います。

本総会前の午後1時30分より役員会を行っております。以上で6月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

9番根橋英夫委員・10番原美鈴委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目案件です。アパート敷地拡張に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 字 麦干場 [REDACTED] 番 「畠」 [REDACTED] m²

申請者は、松本市島内の [REDACTED] さん。所有しているアパートの敷地拡張に伴う申請です。

農地区分は農地法4-6-2 第2種農地、4方向宅地及び道路に接続しており、傾斜地であり生産性の低い農地に該当。周辺農地への影響もありません。

位置図は、1ページになります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

事務局

議長

藤田委員

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
8番藤田久一委員。

事務局の説明のとおりであります。農地としては、傾斜地であり耕作がし難い状況であり、転用はやむを得ないと判断します。皆さまのご審議をお願いします。

- 議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)
- 議長 異議なしと認めます。よって第1号議案2番案件については原案のとおり認めるに決定しました。
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 農地法第5条の許可申請について1件目よりご説明いたします。
賃貸借による所有権の移転申請です。借地料については、不明となっております。
土地の所在は、三日町 [] 番 [] 他 [] 筆「田」 [] m²であります。議案書の4ページに添付している土地の表示を確認いただきたいと思います。
[] に伴う申請です。
借受人の []さんは、現在 [] をしているが、申請地に [] を建設し、[] に貢献、従事したいと考え計画しました。
農地区分は、本則46条 市街化近接区域で概ね10ha未満の農地の2種農地にあたりますが、近年宅地化、商業施設建設が進んでいる地域であります。また、融資証明書にて確認しておりますが、資力に関しても問題無しと判断しております。
- 2番目の案件になります。
売買による所有権の移転申請です。売買価格は、坪 [] 円であります。
土地の所在は、
三日町 字 中島 [] 番 [] 「田」 [] m² 住宅用地による申請です。
譲受人の久保村さんは、現在駒ヶ根市に住んでいるが、転居して箕輪町に住宅を建設したいと考えました。譲渡人は、申請地周辺は宅地化が進み農業がし難い状況となってきたこともあり、農地経営縮小し、土地の有効活用を計画していたところ、譲受人の久保村さんから話があり、売買を計画するものです。
農地区分は、本則46条2種農地の該当し、申請地は、宅地化が進んでおり、生産性の低い農地で、位置的代替性がないと判断します。
- 3番目の案件になります。

売買による所有権の移転申請です。売買金額は、坪 [] 円です。

土地の所在は、東箕輪 字宮下 [] 番 「田」 [] m² の資材倉庫用地による申請です。

譲受人の小澤さんは、現在自宅にて設備業の営業をしているが、手狭となつたため、資材倉庫用地を検討していた。今回の申請地は、自宅と近く、車両運行上のアクセスも良い申請地にて、計画をしたい。申請地付近の農地所有者からは、了承を得ている。

農地区分は本則 45-2 鉄道駅（沢駅）より概ね [] m以内 第2種農地に区分される農地であります。

4番目の案件になります。

売買による所有権の移転申請です。売買価格は、坪 [] 円であります。

土地の所在は、中箕輪 字 新田下 [] 番 [] 畑 [] m² 敷地拡張に伴う申請であります。

平成 [] 年に [] 番 [] の宅地を購入し、[] 町より転居。申請地は宅地に隣接し、北側にある農業用倉庫を物置に改修し、南側を駐車場及び庭として使用したいと考えている。

農地区分は、道路、宅地に囲まれた不整形地であり、生産性の低い2種農地に該当し、位置的代替性がない。

5番目の案件になります。

売買による所有権の移転申請です。売買価格は、坪 [] 円であります。

土地の所在は、三日町 [] 番 [] 田 [] m² 建売住宅による申請であります。

譲渡人の [] さんは、申請地周辺で住宅化が進み農業がし難い状況となってきたため、農業経営を縮小し、土地を有効活用のため、譲り渡すもの。譲受人は、宅地建物取引業の免許を取得しており、申請地周辺は宅地化が進み商業施設にも近く需要が見込めるため建売住宅2棟を計画するもの。

農地区分は、則 46 条 市街化近郊区域内で概ね 10ha 未満の農地、2種農地に該当。

転用事業に必要な資力は、残高証明、融資証明にて確認。

6番目の案件になります。

賃貸借による申請です。

土地の所在は、中箕輪 字大道上 [] 番 [] 田 [] m² 、

中箕輪 字大道上 [] 番 [] 田 [] m² 合計 [] m² 住宅用地による申請です。

借受人の唐澤さんは、現在両親と一緒に暮らしているが、子どもが大きくなってきたこともあり、手狭となつたため、母親所有の申請地に住宅を計画するもの。

農地区分は、則 40 条 特定土地改良事業等の施行区域内の農地であり、1種農地にあたりますが、集落に接続しており、生産性の低い農地であるため、周辺農地への影響もないと考えます。

	議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区的農業委員から報告をお願いします。1番、2番、6番の案件に関しまして藤澤昭二委員、3番の案件に関しましては、鈴木健二委員、4番目の案件に関しまして向山壽美治委員、5番目の案件に関しましては日野正章委員。
藤澤委員	事務局の説明のとおりであります。特に問題はありません。
議長	3番の案件に関しまして鈴木健二委員。
鈴木委員	事務局の説明のとおりであり、やむを得ないに思います。ご審議をお願いします。
議長	4番の案件に関しまして向山壽美治委員
向山委員	事務局の説明のとおりであります。特に問題はありません。
議長	5番の案件に関しまして日野正章委員。
日野委員	事務局の説明のとおりであります。特に問題はありません。
議長	ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認めます。採決をいたします。 議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
事務局	日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条 の規定による農用利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号 ①農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

1ページは、総括表となります。

田 [REDACTED] m²、畠 [REDACTED] m² 計 [REDACTED] m²

2ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2ページは、1年新規 2筆 田 3,463 m²

3ページは、2年継続 1筆 畠 935 m²

4ページは、3年新規 2筆 田 772 m²

5ページは、3年継続 1筆 畠 1,023 m²

6ページは、5年新規 4筆 田 3,181 m² 3筆 畠 2,417 m² 計 5,598 m²

7ページは、5年継続 4筆 田 3,254 m² 3筆 畠 2,936 m² 計 6,190 m²

8ページは、10年継続 1筆 畠 1,978 m² となります。

② 農用地利用集積円滑化事業分について説明します。

1ページは、総括表となります。

畠 32,401 m²

また、利用権設定取得地の作物につきましては、飼料作物となっております。

2ページ～4ページは貸し手の状況となります。

合計 32筆 畠 32,401 m² となります。

5ページ以降は、借り手の情報となります。

5ページは、[REDACTED] 氏 5筆 畠 [REDACTED] m² [REDACTED]

6ページは、[REDACTED] 氏 11筆 畠 [REDACTED] m² [REDACTED]

7ページは、[REDACTED] 氏 16筆 畠 [REDACTED] m² [REDACTED] となります。

議案第3号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。

この計画につきまして、御承認いただきますようお願いします。

議長

議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。この件につきましては、名前が載っている方、若しくは法人の役員の方につきましては、発言はしないようにお願いします。

この件に関しまして意見等ありましたらお願いします。

採決に移ります。議案第4号につきましては、原案のとおり認めるということにご異議ありませんでしょうか。

一同 異議なし

議長

異議なしと認め、議案第4号は原案のとおりということで決定をしました。

日程第5報告第1号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。6月27日にあっせん会議を開きまして農地（畠）3筆の売買を行いました。農地の所在は、東箕輪 [REDACTED] 番（畠）[REDACTED] m²、東箕輪 [REDACTED] 番（畠）[REDACTED] m²、東箕輪 [REDACTED]

番(畠) [] m² 合計 [] m²でございます。こちらは、公益財団法人長野県農業開発公社が買い受けて所有権が移ったものでございます。3ヶ月保有で、長岡の[]さんが買い取る予定となっております。

続きまして、3ページについてですが、同じく6月27日にあっせん会議を開き、公益財団法人長野県農業開発公社から、沢の[]さんに売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります。[]筆 [] m²であります。

こちらは、3ヶ月が経過したため、今回[]さんに売買により所有権が移るものであります。[]さんは、[]を中心に行っており、今回規模拡大による購入となっております。報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第6、報告第2号を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。

農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

6月分に届出のあったものが9件ございました。解約後の次期耕作者につきましては、売却予定が1件、次期耕作者が決まっている方が3件、自作が5件という内訳になっていますので、よろしくお願ひいたします。

報告第2号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第7、報告第3号を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の5月末から6月の受付分になります。全部で13件ございました。町内あるいは近隣にお住まいの方が主ですが、相続で取得した農地が複数筆ある方が多くなっております。地元の農業委員さんも注意してみていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

報告第3号につきましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの報告第3号について、説明がありました。発言のある方は举手を願いします。

発言が無いようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

9 番

10 番
